



今月の

まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から特にお伝えしたい大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

01

町税などの 納期限を守りましょう

問 税務住民課 税務住民室 税務係

令和7年度町税および国民健康保険税の納税通知書を各世帯に送付しました。内容をお確かめのうえ、期限内に納付してください。

納税には便利な口座振替を！

安心・安全・便利な口座振替をご利用ください。

●取扱金融機関

- ・旭川信用金庫本支店
- ・比布町農業協同組合
- ・ゆうちょ銀行

●手続き方法

納付書、通帳、届出印を持参し、納期限の1か月前までに口座のある金融機関の窓口、または、税務住民課で手続きをしてください。

期限までに納付できない方へ

特別な事情で期限までに納付することができないときは、分割納付や納税猶予の相談に応じます。納期限前に税務住民課に申し出てください。申し出や相談がなく滞納したときは、滞納処分（差押えなど）を行う場合があります。

軽自動車税（種別割）の減免申請手続きを！

身体障害者手帳などをお持ちの方および身体障がい者と生計を共にしている方が使用する軽自動車で、一定の条件を満たす場合、申請により1台に限り軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。**7月23日(木)までに**税務住民課へ申請してください。

申請書には個人番号（マイナンバー）の記入が必要です（法人の場合は法人番号）。

●申請に必要なもの

マイナンバー通知カードおよび運転免許証など2つの本人確認書類（マイナンバーカードの場合はカードのみ）、身体障害者手帳や療育手帳など、納税通知書、車検証

年度ごとの申請ですので、昨年度減免を受けた方も新たに申請が必要です。

継続検査時の納税証明書の提示が原則不要に！

令和7年4月から二輪の小型自動車（排気量250cc超の二輪車）も**軽JNKS※**の対象となり、軽自動車検査協会がオンラインで納税確認できるようになったため、納税証明書（継続検査用）の提示が不要になります。

ただし、下記のような場合は紙の納税証明書が必要となる場合があります。

- ・納車したばかり
- ・中古車の購入直後
- ・他の市区町村へ引っ越した直後
- ・対象車両に過去の未納がある

※軽JNKS（ジェンクス）とは

軽自動車検査協会が軽自動車税（種別割）の納付情報を電子で確認できる「軽自動車納税システム」のこと。

■各税目の納期限

	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月26日	2月2日	3月2日
町道民税・森林環境税	第1期		第2期		第3期		第4期	
固定資産税	第1期		第2期		第3期		第4期	
軽自動車税（種別割）	第1期							
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期

5月28日に開催された国民健康保険運営協議会で今年度の国民健康保険税率などが決定されました。

これを受け、町では第2回町議会定例会に課税限度額などを改正することを提案し、議決されました。概要をお知らせします。



●令和7年度の国保について

今年度の国民健康保険税率は下表のとおりです。

本町の国保加入者数は前年度と比べて43人減少、課税総所得（課税の対象となる所得の総額）は5億4,933万円増加しています。また、北海道が決定した今年度納付金は前年度と比べて1,300万円の減額となりました。

国民健康保険会計は、加入者の減少および高齢化、医療費の高額化などに大きく影響します。国民

健康保険会計運営の現状を皆様にご理解いただき、医療費の適正化に向けた特定健診の受診や、各種健康事業などへの積極的な参加をお願いします。

これまでは総医療費を考慮して税率を検討してきましたが、令和12年度からは北海道が決定した保険料率に統一される予定です。

●国保事業の広域化に伴う納付金

・医療給付費などの国保の事業に必要なお金を、市町村が納付金と

して都道府県に納める。

- ・都道府県が各市町村の医療水準や所得水準を基に、市町村ごとの納付金額を決定する。
- ・市町村は、都道府県が決定した納付金額などを参考に、国保税率を決定する。

※これまで市町村単位で行っていた資格確認書などの発行や国保税の賦課・徴収などは引き続き市町村が行い、保険給付や保健事業についても大きな変更はありません。

■国民健康保険税率

区 分		医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64歳)
所得割	加入者の 前年所得に対して	7.5%	3.1%	2.2%
均等割	加入者1人当たり	24,000円	9,000円	10,000円
平等割	1世帯当たり	25,000円 ★12,500円 ＊18,750円	10,000円 ★5,000円 ＊7,500円	7,000円

●課税限度額（上限額）

医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 (40～64歳)
660,000円	260,000円	170,000円

★印は特定世帯の額・・・特定世帯とは、75歳に到達する方が国保から後期高齢者医療に移行することにより単身世帯となる方の世帯をいい、5年間、世帯で課税される平等割額が半額になります。

＊印は特定継続世帯の額・・・特定継続世帯とは、特定世帯に該当して5年間経過後、さらに3年間、世帯別平等割額が1/4減額となります。

●税の軽減

軽減 割合	税の軽減判定基準 (軽減判定所得)	医療保険分		後期高齢者支援金分		介護納付金分(40～64歳)	
		1人につき	1世帯につき	1人につき	1世帯につき	1人につき	1世帯につき
7割	43万円 + 10万円×(給与所得者等の数-1)	16,800円	17,500円 ★8,750円 ＊13,125円	6,300円	7,000円 ★3,500円 ＊5,250円	7,000円	4,900円
5割	43万円+30万5千円×(被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	12,000円	12,500円 ★6,250円 ＊9,375円	4,500円	5,000円 ★2,500円 ＊3,750円	5,000円	3,500円
2割	43万円+56万円×(被保険者数) + 10万円×(給与所得者等の数-1)	4,800円	5,000円 ★2,500円 ＊3,750円	1,800円	2,000円 ★1,000円 ＊1,500円	2,000円	1,400円

未就学児は均等割が1/2に軽減されます。税の軽減を受けている場合も、その金額からさらに減額されます。

03 令和7年度 介護保険料のお知らせ

65歳以上の皆さんへ

問 介護保険制度について
保健福祉課 社会福祉室 介護保険係
保険料の納付について
税務住民課 税務住民室 税務係

介護保険は、「介護の問題」や「老後の不安」を解消するために、社会全体で支えあう制度です。40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときに介護保険のサービスを利用することができます。介護保険は、被保険者が納める保険料と、国や道、町の負担金を財源に運営されています。

町ホームページ
「介護保険料について」
(保健福祉課)



■第9期介護保険料について

比布町第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）で決定された、今年度における65歳以上の方の介護保険料は、次のとおりです。介護保険料決定通知書を7月上旬に各世帯に送付していますので、内容をお確かめのうえ、期限内に納付してください。なお、40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している医療保険料（税）に含まれ、医療保険料（税）として納付されます。

基準額 月額 6,300円 × 12か月 = 75,600円

所得段階	対象者			保険料率	年間保険料	
	町民税課税状況		所得の状況			
	世帯	本人				
第 1 段階	非課税	非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者		基準額×0.285	21,500 円
第 2 段階	非課税	非課税	課税年金収入と 合計所得金額の 合計	80 万 9 千円以下	基準額×0.485	36,600 円
第 3 段階	非課税	非課税		80 万 9 千円超 120 万円以下	基準額×0.685	51,700 円
第 4 段階	課税	非課税		120 万円超	基準額×0.9	68,000 円
第 5 段階	課税	非課税		80 万 9 千円以下	基準額	75,600 円
第 6 段階	課税	非課税		80 万 9 千円超	基準額	75,600 円
第 6 段階	—	課税	合計所得金額	120 万円未満	基準額×1.2	90,700 円
第 7 段階	—	課税		120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.3	98,200 円
第 8 段階	—	課税		210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.5	113,400 円
第 9 段階	—	課税		320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.7	128,500 円
第 10 段階	—	課税		420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.9	143,600 円
第 11 段階	—	課税		520 万円以上 620 万円未満	基準額×2.1	158,700 円
第 12 段階	—	課税		620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.3	173,800 円
第 13 段階	—	課税		720 万円以上	基準額×2.4	181,400 円

■介護保険料の納付方法

65歳以上の方の納付方法は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収（直接納付）があり、年金受給者で受給金額の年間総額が18万円以上の方は、原則、特別徴収になります。普通徴収の方は、納付書により役場出納窓口や金融機関で直接納付いただくか、口座振替をご利用ください。

■負担限度額認定申請について

町民税非課税世帯の方が施設入所やショートステイを利用する際、食費や居住費（滞在費）の自己負担が軽減される制度があります。

軽減を受けるためには、保健福祉課介護保険係への申請が必要です。

（軽減の認定期間：8月1日～翌年7月31日）

●申請に必要なもの

- ・本人および配偶者の預貯金通帳（最終記帳が申請日から2か月以内のもの）、有価証券、投資信託の写しなど

●認定の要件

- ・世帯全員が住民税非課税であること
- ・住民票上、別世帯の配偶者も住民税非課税であること
- ・預貯金などの資産の状況が下記の表に該当すること

●負担限度額（1日当たり） ※令和7年8月から

利用者 負担段階	所得の状況		居住費（滞在費）の負担限度額				食費			
			預貯金などの 資産の状況	ユニット型		従来型 個室		多床室		
				個室	個室的多床室					
第1段階	生活保護受給者		要件なし	880円	550円	550円 ★380円	0円	300円		
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者							単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	
第2段階		前年の年金収入など※	80万9千円以下	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円 ★480円	430円	390円 ※600円	
			第3-1段階	80万9千円超 120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 ★880円	430円	650円 ※1,000円
				第3-2段階	120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 ★880円	430円

★印の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または、短期入所生活介護を利用した場合の額です。

*印の金額は、短期入所生活介護、または、短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※年金収入など＝公的年金など収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額（合計所得金額から年金所得金額を除いた所得金額）

05 空き家無料相談会

町では、司法書士会、宅建協会の協力のもと「空き家無料相談会」を開催します。空き家に関する困りごとを、専門家に相談しませんか。

日時 8月30日(土)午前10時～午後5時

会場 農村環境改善センター

内容 相続・登記、不動産取引、住宅の除却に関する相談

定員 10件程度（1件当たりの相談は45分以内）

申込 郵送、または、メールにより申込書を提出してください。申込書は建設課で配布、または、町ホームページに掲載しています。詳細は町ホームページをご確認ください。

町ホームページ「空き地・空き家対策」（建設課）

問 建設課 管理室 管理係



04 ぴっぷいちごキャンペーン

町内の飲食店8店舗で、「ぴっぷいちご」を使った限定スイーツやドリンクを販売しています。



販売期間 6月20日(金)～7月31日(木)

参加メニュー・参加店（順不同）

- いちごスカッシュ《Calmiss Cafe》
- ぴっぷいちごパフェ《ばらえていきちゃん紙風船》
- スムージーフロート、いちごソフト《NANA PLAZA》
- いちごスムージー《ピピカフェ比布駅》
- いちごサンド（土日限定）《ピピマルシェ》
- 特製まっかろん《ぴっぷりん》
- いちごかき氷、いちごミルク《道CAFE》
- プレミアムソフト《遊湯ぴっぷ内「休憩処」》

問 商工観光課 商工観光振興室 商工労働係

06 投票日は7月20日(日) 第27回参議院議員通常選挙

問 選挙管理委員会（総務企画課）

町ホームページ
「各選挙の情報」
(選挙管理委員会)



参議院議員通常選挙は「選挙区選挙」と「比例代表選挙」の2つを投票します。

■期日前投票

期間 7月4日(金)～19日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 福祉会館1階 第2研修室



今回から、期日前投票所は、コロナ禍前に使用していた「福祉会館」に戻っていますので、ご注意ください。

■投票日の投票所

投票時間 午前7時～午後8時

投票所 農村環境改善センター1階 多目的ホール



広報びっぶ6月号でお知らせした通り、今回の選挙から、従前の第1・第2・第3投票区を統合し、投票日の投票は全て「農村環境改善センター」で行います。なお、投票所の統合に伴い、法令により選挙ポスター掲示場の設置数が9か所となります（前回まで20か所）。

●投票の際の持ち物

「投票所入場券」を必ずご持参ください。お忘れの場合は、マイナンバーカードや運転免許証などによる本人確認をさせていただきます。

【選挙区選挙】 クリーム色の投票用紙

北海道選挙区から立候補している候補者名を記載します。

【比例代表選挙】 白色の投票用紙

政党名、または、北海道選挙区から立候補している候補者名を記載します。

蘭留地区・東園地区の皆さんへ

投票所の統合に伴い、蘭留地区（20～25区・蘭留町区）および東園地区（12～19区）にお住まいの方を対象に、「臨時期日前投票所」および「投票所への移動支援」を実施します。

■臨時期日前投票所

< 蘭留地域センター >

・ 7月17日(木)午前10時～正午

・ 7月18日(金)午後2時～4時

< 東園地域センター >

・ 7月17日(木)午後2時～4時

・ 7月18日(金)午前10時～正午

■投票所への移動支援（無料送迎）

対象者 蘭留地区・東園地区にお住まいで、
ご自分で車の乗り降りができる方。

運行日 7月19日(土)・20日(日)

運行時間 ①午前8時～②午前11時～③午後3時～

利用方法 利用希望日の前日の午後3時までに、
選挙管理委員会（☎85-2111）へ
ご予約ください。

※予約の際は、利用希望日・名前・住所・電話番号・
利用人数をお聞きます。

※送迎は乗り合わせとなりますので、ご理解ください。

07 堆肥等の散布について

問 農林課 農林業振興室 農政係

農業者の皆さんへ

堆肥等の散布は、環境に配慮した土づくりによる農作物の健全な生育に重要な作業ですが、『におい』に関して、苦情が寄せられています。

堆肥等を散布する際は、以下の点に注意して行ってください。

- ・ 堆肥は、完熟したものを施用してください。
- ・ 堆肥等の散布時は、風向きに注意し、周囲への配慮をお願いします。
- ・ 臭気の拡散を防止するため、散布後は速やかに耕起し、土壌と混和してください。

町民の皆さんへ

堆肥等の散布は、農作物の作付け前後に適宜行われますが、気象条件などにより臭いが住宅地にも流れることがあると思われます。町としても関係機関と協力し、適正な堆肥等の散布の実施について呼びかけていますので、ご理解をお願いします。